

2019年11月26日

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進体制に対する意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

奥山千鶴子

欠席のため、意見を提出いたします。全体の方向性や考え方には賛同いたします。

ただし、新たな包括的支援体制を選択した自治体について、一括交付（高齢、障害、子ども、困窮）を想定している「相談支援」や「地域づくりに向けた支援」については、利用者支援事業（基本型・母子保健型）、地域子育て支援拠点事業の補助金の流れが大きく変わることから、以下の点を踏まえた検討をお願いしたいと思います。

## 1. 資料4 10P 新たな事業の枠組みに対する意見

### ①「断らない相談支援」について

体制整備に例示されている事業、利用者支援事業は設立まもない事業であり、その普及促進はやっとスタートしたばかりです。

たとえば、利用者支援事業母子保健型の専門員が配置されている子育て世代包括支援センターは、2020年度末までにすべての自治体に設置が求められていますが、いまだ半数を超えた程度です。妊娠期からの切れ目ない支援体制づくりの整備が始まったばかりといえます。

他分野との連携が必要なことは言うまでもありません。しかしながら、子ども分野は他分野（高齢、障害者支援等）から遅れをとっており、妊娠期から子育て期までの整備体制を構築することがまずは必要な段階と考えます。それすらもまだまだ連携が十分ではありません。子ども分野において相談対応を行ってきた母子保健、子育て支援、児童虐待対応等に関わる関係部局等と十分な調整が必要かと思えます。

P10の断らない相談支援において、子育て世代にとってよけい相談しにくい環境とならないよう、子ども分野の相談支援という看板を下ろすことなく、他分野との連携・伴走支援ができるよう制度設定してください。

また制度設計に当たっては、想定されている他機関協働、専門職による伴走支援のための独自の予算を確保するとともに、子ども分野の状況を十分踏まえながら、新しい事業に手をあげる自治体において、子ども分野の取組が遅れることのないように留意してください。

### ③「地域づくりに向けた支援」について

地域づくりに向けた支援の必要性や各分野の連携と協働については、これまで以上に進めていく必要があると考えます。

しかしながら、地域子育て支援拠点事業を長年全国に普及促進してきた経緯から申し述べますと、特に民間に委託された事業については、ここ2年継続して実施してきた経営実態

調査からも人件費、運営費等が充分ではないことが指摘されています。そのような中での一括交付は、事業者がさらに厳しい状況に置かれる可能性があります。

このため、現在、地域子育て支援拠点事業は、一般型での実施基準は週3日以上1日5時間以上の実施、連携型（児童館等）で週3日以上1日3時間以上の実施となっておりますが、この実施基準を基盤として、それ以外の時間を活用して高齢者や障害がある方など他の属性の方も一緒に拠点の利用が可能となるような方向での制度設計の検討をお願いします。

## 2. 資料4 11～13P 財源の拠出と配分に対する意見

今回、新たな包括的な支援体制を選んだ自治体の交付金は、市区町村内のすべての利用者支援事業（基本型・母子保健型）、地域子育て支援拠点事業の財源を子ども・子育ての交付金から高齢・障害の対象予算とともに新たに設置される交付金に一度集めて、再度配分という一体的な執行として考えられています。

しかしながら一括交付は、ブラックボックス化しやすいイメージがあり、特に事業を受託する事業者にとってしわ寄せがいかない体制づくりを求め、以下に意見を述べます。

①3つの支援を一体的に行うと決めた自治体であっても、既存の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は子ども部局の担当とし、地域子ども・子育て支援事業として実施していただきたい。補助金の交付についても従来通りとし、共生型の新しい類型についてのみ新規の一括交付としてほしい。

②3つの支援を一体的に行うと決めた自治体であっても、既存の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業を基盤とし、実施水準を確保したうえで、他分野との連携強化を図る場合（高齢者、障害者等の支援）は、プラスの共生型の補助金を交付としてほしい。

③3つの支援を一体的に行うと決めた自治体には、高齢、障害、子育て等を一体的にサポートする会議体をつくとともに、高齢、障害、子育て分野の事業所（または実務者）をメンバーに加えて、透明性のある資金の積算、配分、運営について協議して進めることを要望する。この会議体設置を自治体に義務付けることで、一括交付がブラックボックス化しない仕組みを構築できるものとする。

④地域子育て支援拠点事業の運営者の38%が社会福祉法人、35%が直営、10%がNPO法人であり、実施場所は保育所・認定こども園への併設が約半分となっているため、関係団体への説明と理解が必要である。

⑤一括交付の対象となっている他分野の事業の各分野の事業内容と予算について詳細に示し、交付金の一括交付の積算内容のモデルやシミュレーションを示すことで、これまで以上の充実がはかれるという確証を得られるよう十分な説明が必要である。

それぞれの事業の得意な分野を活かしながら、他分野との連携強化をすすめていくことでこれまで以上に各分野への理解を進め、ひいては取り組む自治体や事業者を増やしていくことにつながり、結果として共生型社会への近道になるのではないかと考えます。

以上